

こんなところにユニバーサルデザインが。

第 15 条 公共施設等の整備

- 市は、市が設置し、又は管理する建物、道路、公園等の公共施設及びこれらに附帯する工作物(以下「公共施設等」という。)の新築等(新築、新設、増築、改築及び用途の変更(施設の用途を変更して公共施設等とする場合を含む。))をいう。次項において同じ。)をしようとするときは、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づき整備するものとする。
- 市は、公共施設等の新築等をしようとするときは、あらかじめユニバーサルデザインの観点から利用者等の意見を聴くものとする。

第 16 条 公共交通事業者等の努力

- 一般の旅客の運送のための鉄道、自動車又は船舶等(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者(以下「公共交通事業者等」という。)は、その運行に必要とし、かつ公共のために使用する施設及び工作物について、すべての人が安心、安全かつ円滑に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく整備に努めるものとする。
- 公共交通事業者等は、ユニバーサルデザインに基づき公共車両等の整備に努めるものとする。

第 17 条 施設の設置等をする者の努力

- 施設を設置し、又は管理する者(前2条に規定するものを除く。)が新築等(新築、新設、増築、改築及び用途の変更をいう。)をしようとするときは、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく整備に努めるものとする。
- 商品の製造等(製造、加工及び設計をいう。)をする者は、当該商品について、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく製造等に努めるものとする。
- サービスを提供する者は、当該サービスについて、すべての人が安心、安全で快適に利用することができるようユニバーサルデザインに基づく提供に努めるものとする。



考え方

歩道や公園などのほか、鉄道やバス、タクシーなど、また、みなさんが利用する商品やサービスまで、すべての人が安心して、安全に利用できるようにならなければならないと思うわ。やさしいまちづくりの第一歩ね。



第 18 条 設 置

市は、ユニバーサルデザインの推進に関する事項について調査審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、浜松市ユニバーサルデザイン審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第 19 条 組 織

- 1 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 事業者
 - (3) 知識経験を有する者
 - (4) 学識経験を有する者

第 20 条 任 期

委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

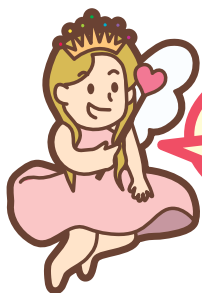
第 21 条 会 長 及 び 副 会 長

- 1 審議会に会長及び副会長を1人ずつ置く。
- 2 会長は、委員が相互に選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、審議会を代表し、会の事務を取りまとめてこれを管理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務につけないときは、会長の職務を代理する。

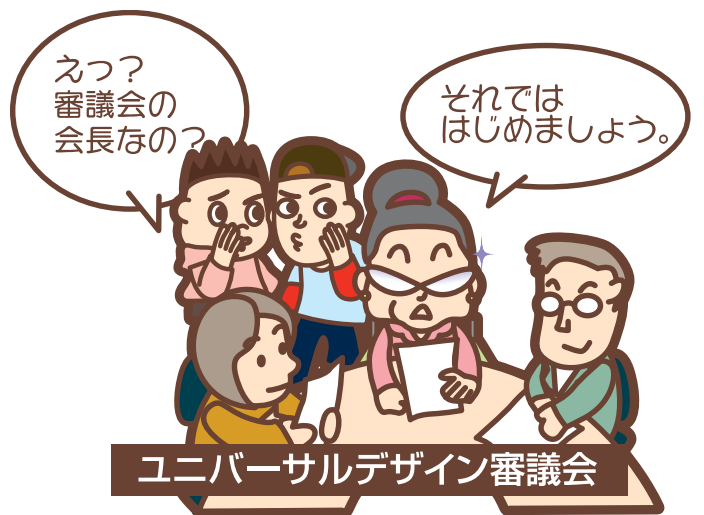
第 22 条 委 任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附則 この条例は、平成15年4月1日から施行する。



市民のみなさんと一緒になって
ユニバーサルデザインのあり方を
常に検証しているのね

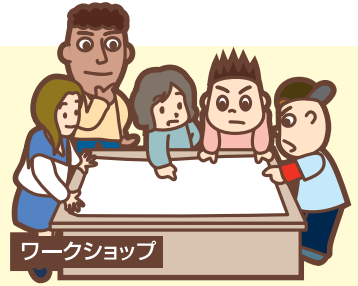


ユニバーサルデザイン審議会



ユニバーサルデザイン^{じょうれい}条例は 市民^{しみん}のみなさんといっしょにつくりました。

公募^{こうぼ}市民^{しみん}や市民団体^{しみんだんたい}の代表者^{だいひょうしゃ}などによるワークショップ^{いけん}の意見を
まとめた骨子案^{こっしあん}をもとに、市民^{しみん}からの意見^{いけん}を取り入れてつくり上げ
たのが「浜松市^{はまつし}ユニバーサルデザイン^{じょうれい}条例」です。



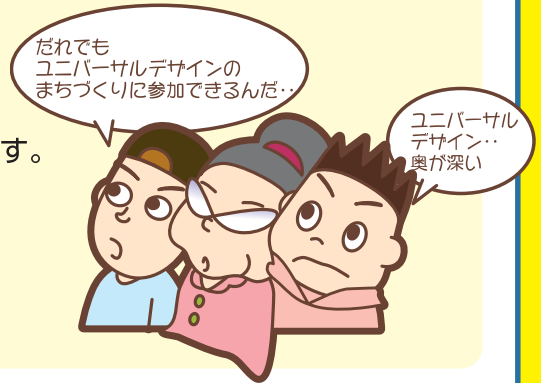
ワークショップ

条例^{じょうれい}や計画^{けいかく}づくりにおいて市民^{しみん}のみなさんが集まり、
アイデア^だを出しあって作り^{つく}あげていく市民参加^{しみんさんか}のしくみです。



パブリックコメント

条例^{じょうれい}や計画^{けいかく}などを策定^{さくてい}するとき、原案^{げんあん}を公表^{こうひょう}して市民^{しみん}の
みなさんの意見^{いけん}を募集^{ぼしゅう}し、寄せられたご意見^{いけん}を反映^{はんえい}させるしくみです。



ユニバーサルデザイン^{かん}に関する意見^{いけん}やアイデア^{ぼしゅう}を募集
しています。ぜひ積極^{せっきよくてき}的なご意見^{いけん}をお寄せください。



浜松市ユニバーサルデザイン担当

〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2
Tel:053-457-2364 Fax:053-457-2750
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>
E-mail ud@city.hamamatsu.shizuoka.jp